

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成29年度 第3回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康福祉部 長寿・保険室 国民健康保険課		
開催日時		平成30年2月2日(金) 午後1時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	田村幾男、鎌田満子、野原登志子、有本恵子 織田行雄、松浦孝治、樋口淳一、中原光治、 佐々木保幸、板東一仁、白崎邦男、		
	事務局	健康福祉部長、長寿・保険室長、国民健康保険課長、 保険収納課長、保険収納課長補佐、国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		<b>議題</b> 1 平成30年度本係数に基づく納付金及び標準保険料率について 2 その他		
会議結果		1 平成30年度本係数に基づく納付金及び標準保険料率について、委員に対し説明が行われた。 2 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。		

## 審議経過

会長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、平成29年度第3回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員が欠席で他の11名が出席であります。よって、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、定数の半数を超えておりますので、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、健康福祉部長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

部長

皆様、こんにちは。川西市健康福祉部長の根津でございます。

本日は、今年度第3回目の本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の国民健康保険事業の運営につきまして、種々ご意見をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、12月に開催しました本会議では、仮係数に基づく納付金額と新制度に基づく納付金などについてご議論いただいたところですが、本年になりまして確定しました数字が兵庫県から送られてまいりました。本日はこの確定しました係数に基づきます納付金額や標準保険料率等の結果をもとに、来年度の税率の考え方についてご説明させていただきたいと考えております。また、来年度以降の兵庫県国民健康保険運営方針が策定されておりますので、その点につきましてもご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは議事をすすめたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思います。私から指名をさせていただきたいと思いますが、もしもご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、白崎委員と織田委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に基づきまして進行させていただきます。

協議事項第1「本市における平成30年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

室長

長寿・保険室の山本でございます。まず会議資料の確認をさせていただきます。本日は、事前に4点お配りしております。資料1-1「本市における平成30年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について」という資料、資料1-2「加入世帯数・被保険者数の推移」という資料、資料1-3「国民健康保険運営方針の内容修正【新旧対照表】」という資料、資料1-4「兵庫県国民健康保険運営方針」という資料でございます。また、本日は「データヘルス計画書」という資料と「特別職報酬等の額の改定について」という参考資料、「国民健康保険の安定を求めて」というパンフレットを追加でご用意させていただいております。「データヘルス計画書」と「特別職報酬等の額の改定について」につきましては、また後程ご説明いたします。「国民健康保険の安定を求めて」というパンフレットにつきましては、29年度分が届きましたので、お持ち帰りいただき内容をご確認ください。皆様、資料については、お手元にお持ちでしょうか。

それでは順次説明を始めさせていただきます。

資料1-1の1ページをお開き願います。

「兵庫県の激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について」でございます。

1の「基準額の本算定結果」についてでございますが、表の右端の一番下に、平成28年度の基準額と平成30年度の基準額を比較した増加率から算出した、1年分の増加率の県平均値が記載されております。

前回の運営協議会でご説明しました仮係数に基づく試算結果におきましては、その増加率が1.8%であり、それに1%の解消幅を加えた2.8%を超えた部分が激変緩和の対象となっております。

今回の本係数に基づく算定結果では1.9%となっているため、解消幅1%を加えた2.9%を超える部分が激変緩和措置の対象となっております。本市の増加率につきましては、表の中ほどにあります激変緩和対象の境界線から上に向けて7つ目に記載されております。仮係数時は4.3%であったものが、本係数では3.8%となっており、この資料には記載されておきませんが、激変緩和措置として交付される金額は、仮係数時の約1億3,000万円から約5,000万円減少し、約8,100万円となっております。

なお、この金額の交付につきましては、市が県に支払う納付金額から差し引かれるという形で調整されることになります。

次に、2の「本算定の前提及び計算方法」でございますが、①の兵庫県全体での保

険給付費の推計につきましては、仮係数時から69億円増の3,947億円となっております。この金額は、診療報酬改定を加味して算定しておりますが、国システムで70歳以上の被保険者数が補正されたことにより、増加となっております。また、基準額につきましては、②に記載しておりますとおり、改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町ごとに異なる一般会計繰入金や県調整交付金、任意給付、保健事業費等を考慮しない額となっていることにつきましては、仮係数の時と変更はございませんが、仮係数の時よりも保険給付費の見込が増えていることや、仮係数の時には全国的に前期高齢者交付金が過大に積算されていたことから、今回平成30年度の基準額が上がっているとともに、平成28年度の基準額につきましても、算出方法に修正があったとのことで、仮係数の時よりも金額が増加しております。

次に3の「激変緩和措置の方法と必要額」でございます。措置対象につきましては先ほど説明したとおりでございますが、その方法については、新制度の施行状況を踏まえ、3年ごとに見直しを行うこととなっております。必要額としましては、県全体で約10億円を見込んでおります。

次に2ページをご覧ください。

「本市における平成30年度本係数に基づく納付金及び保険税額について」でございますが、この資料では、納付金から算出した必要な保険税額と、現在の税率で歳入が見込まれる額との差額を、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに記載しております。

まず、1の医療分でございますが、上部に記載しております納付金額は、31億1,615万4,675円となっております。

この納付金額から必要な保険税額を算出するために、納付金額に、保健事業費など納付金額とは別に歳出が必要なものを加えるとともに、県繰入金など、税以外に歳入が見込まれるものを控除した金額を算出いたします。その額が④の23億9,097万6,903円でございます。

次に「現在の税率で見込まれる保険税額等との差額」ですが、⑤の現在の税率で見込まれる調定額につきましては、市で見込んだ所得や被保険者数、世帯数をもとに算出した結果、21億3,145万7,912円となっており、その額に収納率見込である92.8%をかけた19億7,799万2,942円が保険税の見込額となります。その額に低所得世帯の軽減制度で減額した分を補填する基盤見込額を加えた合計である⑦の23億2,442万2,761円が現在の税率で見込まれる保険税額等となります。その額と必要な保険税との差額は、6,655万4,142円のマイナスとなっております。

ちなみに、現在の税率で見込まれる保険税額につきましては、後ほど説明いたします賦課限度額の引き上げや軽減対象者拡大を反映した数字となっております。

次に資料右側の2の後期高齢者支援金分でございますが、納付金額は9億8,96

3万6,228円となっております。

「必要な保険税額」を算出するために、医療分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は8億4,616万2,721円となっております。

一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、保険税見込額と基盤見込額の合計で8億9,367万9,002円となっております。その額と必要な保険税額との差額は、4,751万6,281円のプラスとなっております。

3ページをお開きください。

こちらは介護納付金分でございますが、納付金額は3億3,238万5,831円となっております。

「必要な保険税額」を算出するために、医療分や後期高齢者支援金分と同様に、調整項目を調整した結果、必要な保険税額は2億6,824万9,563円となっております。

一方で、現在の税率で見込まれる保険税額等を算定した結果、保険税見込額と基盤見込額の合計で2億7,137万6,374円となっております。その額と必要な保険税額との差額は、312万6,811円のプラスとなっております。

これらの結果、現在の税率で見込まれる保険税額と必要な保険税額の差については、医療分、支援金分、介護分全体で1,591万1,050円のマイナスとなっております。

以上が本係数に基づく納付金と保険税額の試算結果でございます。この結果を見ますと、現在の税率での見込まれる保険税額の総額と必要な保険税額の総額の差が少額であるため、不足分については基金で繰入を行うことで、平成30年度は税率改定を行わず、現在の税率のままで据え置きたいと考えております。資料1-1の説明は以上でございます。

会長                   ここままで何かご意見やご質問はございますでしょうか。

委員                   3の介護納付金分の収納率が、ほかに比べて低いですが、年齢でいうと40から64歳までの方の収納率が下がっているということよろしいでしょうか。

保険収納課長       介護納付金の収納率の件ですけれど、これから先の資料をみていただけたらわかりますが、介護納付金分につきましては、86.5%ですが、医療給付費金とか後期と同じように上がっております。全体としては上がっておりますけれども、40歳から64歳までの間の方というのは、やはり働きざかりの世代でありますとか、特に40代とか50代の方におかれましては、お子さんがいて、子どもにお金がかかる世代でありますので、どうしてもこの年代というのは収納率が低いようになっているということでございます。

会長 よろしいでしょうか。医療分の収納率が92.8%となっておりますけれど、介護分だけがちょっと低いということは、これはひとつ問題であるとは思いますが、ほかに何かご質問はございませんでしょうか。

委員 収納率がもちろん100%でないというのはわかるのですが、この収納率をあらかじめ計算に入れて保険料を算定するのですか。要するに、最初から、入ってこないであろうということをあらかじめ計算しておいて保険料を算定するという考え方でいいのですか。

国民健康保険課長 はい。そうですね。おっしゃるとおりです。実際必要な金額、保険税として集めるべき金額というのが確定しております。それに対してどれくらい集まってくるかということをももちろん計算していくのですが、その場合の見込みとしまして、収納率というものを入れなければ、現実的には税率設定をしたところで集まってこないという形になります。この考え方につきましては県の方で標準保険料率の計算の方法でも同じような方法をとっておりますので、川西だけがそういう方法をしているわけではなくて、一般的な方法でございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 一般的であるのか川西だけであるのかとかそういう問題ではなくて、あらかじめ入ってこないということを計算に入れた上で保険料を算定するという考え方でいいわけですね。

国民健康保険課長 はい。おっしゃるとおりです。

会長 100%の前提で計算をしますと、毎年赤字ばかりが出てくるということになるので、どうしてもこういう形になるのですね。ほかにございませんでしょうか。

委員 1ページ目の基準額の本算定結果で、新温泉町というのは増加、下の方の伊丹、播磨町、宍粟市、尼崎市は逆に下がると。増加していないというような現象になっていきますけれども、大きな意味で下の4市町ですね、下がるということと、明らかに上は8.5%とか増加していますけれども、考え方としてマイナスになるというのは、何か大きな意味があるのでしょうか。ちょっと意味がわからない。考えられる原因というか、反対になるという現象。普通は増加がほとんどだと。平均はもちろん1.9%と書いてありますし。

上の方は非常に増えているということに対して下マイナスになるという。何の現象でそういう風になるのか。

国民健康保険  
課長

各市がどういった状況で実はそうなっているかというところは正直我々もわかっているところではないのですけれども、こちらの方ですが、28年度の国民健康保険の体制と30年度以降の分というのは、ちょっと違ってきますので、あくまで28年度の基準額というのは一定のルールで決めた、作った数字という形にはなっております。28年度から30年度の部分がどれだけ増えたかという形の方になってくるのですけれども、もちろんこの各市の状況によりましては、算出の状況ですね。医療費の方はもちろん上がったりはしていますけれども、それ以外の原因として各市それぞれが引ける数字もあると思います。市の特別な事情によって、それぞれ引ける公費として大きく入ってきた分については引ける、そういう数字となってきますので、こちら納付金算定の部分です。過去に過去の計算の方からいろいろ差し引きされているような金額もございますので、そういう影響も多少あるのかなという気はしますけれども、川西市が実際の税率が上がらなかったかどうかという表ではなくてですね。こちらの方のつきましては、あくまで作った基本となる同じルールで見越したときの28年度の基準額というのと30年度を比べた時にどれだけ上がっているか、下がっているかというような比べですので、税率の上がる下がるという話ではないということはお伝えしておきたいと思っております。

委員

特にですね、伊丹と尼崎が入っているようなことで、非常に不思議なというか、近辺の市でありまして、むしろ向こうの方が大きな市だと思うのですが、播磨町や宍粟市はちょっと場所が違いますけれども、特に私が思うのは伊丹や尼崎が入っているようなことの意味で。よりどうなっているのかなというような感じです。

国民健康保険  
課長

尼崎市が28年当時に設定している税率というのがあるかと思うのですが、そちらの方の税率が川西市よりももちろん高い税率という形になってきておりますので、そういったことも多少影響しているかもしれないと思っております。

会長

よろしいでしょうか。実際に税率を下げたという、そういう風な直接的な数字ではないということをご理解いただきたいと思います。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続けて資料1-2の説明をお願いします。

室長

資料1-2をご覧ください。

先ほどの資料 1-1 を補足する資料でございます。1ページ目は、加入世帯数、被保険者数の推移でございます。この5年間で世帯数、加入者数とも減ってきておりま

す。特に平成 28 年度の秋には社会保険の適用拡大があったため、その手続きが行われた 28 年度から 29 年度にかけては被保険者の減少率が大きくなっております。また、退職被保険者につきましては、現在は制度の経過措置期間であり、対象者が全員いなくなる予定の平成 31 年度に向けて、平成 30 年度においても非常に少ない人数を見込んでおります。

2ページをお開きください。

現年度収納額と収納率の推移でございます。

左上のグラフが現年度の全ての区分の一般分と退職分を合計した収納額と収納率でございます。そして、右上のグラフが医療分の一般分、左下のグラフは後期高齢者支援金分の一般分、右下のグラフが介護納付金分の一般分と退職分を合計した収納額と収納率のグラフであり、この数値は資料 1-1 の現在の税率で見込まれる保険税額を算出する際に使用した収納率になっております。

収納額につきましては、被保険者数が減り、調定額が減っていることから減少傾向ですが、収納率は年々向上しており、平成 30 年度は平成 29 年度と同程度の収納率を確保できるものと見込んでおります。

3ページをご覧ください。

川西市国保における賦課限度額引上げと法定軽減対象者拡大による影響でございます。

平成 30 年度税制改正の大綱が閣議決定され、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと減額の対象となる所得の基準についての引き上げが行われることとなりました。

図の真ん中より少し上にある「賦課限度額引上げの内訳」という表をご覧ください。医療給付費分の賦課限度額が、現行の 54 万円から 58 万円に引き上げられることとなりました。その影響額につきましては、表の上部に記載しておりますとおり、約 1,381 万 7,000 円と見込んでおります。

次に、図の下にあります「軽減対象者拡大の内容」という部分をご覧ください。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を現行の 49 万円から 50 万円に引き上げ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を現行の 27 万円から 27 万 5,000 円に引き上げることとなりました。この影響額につきましては、5割軽減対象者分で約 357 万 8,000 円、2割軽減対象者分で約 114 万 2,000 円を見込んでおります。

4ページをお開きください。

近隣市の標準保険料率の比較でございます。



政令指定都市であります神戸市と阪神間の近隣市の標準保険料率を記載しておりますが、本市の所得割の率や均等割、平等割の額は、近隣市の中で高い順に医療分が6番目、支援金分が8番目、介護分が8番目となっており、阪神間の中では比較的高くないという結果になっております。

なお、標準保険料率の計算の方法につきましては、前回の運営協議会でご説明したとおりでございます。資料1-2の説明は以上でございます。

会長                    ここまでで何かご意見やご質問はございますでしょうか。先ほどの委員のご質問と関連するような収納率の問題、それから他市、近隣の市町村と比べての税率が川西市ではどうかということについての説明でございました。何か質問等ございませんでしょうか。

委員                    収納率の数値ですが、グラフでは年度ごとに約1ポイントの上昇をしていますけれども、29年度、30年度で横ばいと推定されている根拠を教えてください。

保険収納課長        そこにつきましては、もちろん計画では伸びていくとは思いますが、一応最低限、前年度と同等の収納率はキープできるであろうという最低限の見込みで前年度を入れるということでやっています。

会長                    よろしいでしょうか。一応安全サイドを見込んでということで努力した結果、成り立つ数値であります。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

委員                    法定軽減の対象者拡大についてお聞きしたいのですが、2割軽減が49万から50万、5割軽減が27万から27万5,000円と税制大綱が決定したということなのですが、国保の中でその分について緩和措置などは全くなく、税制どおりやるということとは決まっているのでしょうか。

国民健康保険課長    緩和措置といいますか、これは軽減の方の話でありますけれども、逆に対象者が増えるということもございます。被保険者の方からするとメリット、減額、軽減を受けられる方が増えるということもございます。一方、上の方の賦課限度額という部分に関しましては、今までが医療給付費分につきましては54万以上払わなくてよかったのですが、今回は58万が天井になりました。被保険者の方からすると少しプラスという形になりますけれども、賦課限度額に関しましては、条例がそのまま地方税法の施行令のとおり自動的に上限が合わされるという形になります。軽減につきましては、また後ほど税条例の改正をさせていただきますけれども、これは被保険者の方のメリットです

ので、この方向で今のところいかせていただこうと思っております。

会長 よろしいでしょうか。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。それでは、続けて資料1-3と1-4の説明をお願いします。

室長 資料1-3をご覧ください。

このたび、兵庫県国民健康保険運営方針が策定されましたが、前回の運営協議会でご説明した内容から少し変更となっておりますので、簡単にご説明いたします。

資料1-4としまして、運営方針の全文を配布しておりますので、説明に合わせて適宜ご参照ください。

運営方針の26ページの「4 生活習慣病の重症化予防の推進」について、重症化予防の取組内容をより分かりやすくするため、具体的な取組例を運営方針の27ページに追加しております。

次に2ページをお開きください。運営方針の28ページの「8 被保険者の予防・健康づくりに向けた主体的な取組の支援」と「10 データヘルス計画に基づく事業実施」について重複的な記載内容を整理しております。

3ページをご覧ください。運営方針の33から34ページにかけて記載しております「2 国保における地域包括ケアシステムの推進に資する取組」について、取組内容をより分かりやすくするため、国の保険者努力支援制度の指標等を踏まえ、具体例を追加しております。資料4ページもその内容の続きを記載しております。

資料1-3、1-4の説明は以上でございます。

会長 この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

少しいろんな課題で具体的な例が追加をされた訳ですけれど、ご質問ございませんか。また後ほど運営方針等と照らし合わせたというような形でご検討いただければと思います。特にございませんでしょうか。ないようでしたら協議事項の1についてはこれで終わりたいと思います。

先ほど、最初ですね、30年度の本係数に基づく納付金及び保険税額等についての説明の中で、今年度の従来の保険税率で、30年度を検討した結果、介護のページに約1600万程度の赤字という試算結果が出ております。1600万円程度の金額を税率改定で賄おうとしますと、0.数パーセントという金額になるようでございます。そういうことで事務局としてはその1600万円については基金から充当するというので30年度につきまして税率改正を行わないという形で進めたいという提案がございました。これについてみなさんのご意見を伺いたしたいと思います。いかがですか。一応30年度につ

いては税率改正を行わずにそのまま運用をしていきたいというところでございます。よろしいでしょうか。

全委員 <「異議なし」の声>

委員 今回の川西市の基金の状況を教えていただきたいのですが。

国民健康保険 基金条例をようやく今年度中に作らせていただきまして、過去から繰入金を入れた  
課長 上で29年度がどれくらいになるのかということで今のところ見込んでおりますけれど、今のところ約9億7,000万弱くらいは基金の方に入れられるのではないかと方向性で考えております。

会長 よろしいでしょうか。9億くらいの見込みがある中での納付金額については一応基金で運用していきたいという提案でございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。それでは事務局からの30年度については税率改正をしないという提案でございましたけれども、これについて賛成の方、それぞれ挙手をお願い致します。

<全委員 挙手>

会長 はい。ありがとうございます。それでは全会一致で来年度、30年度については税率変更を行わない、基金から充当させていただくという形で進めたいと思います。ほか何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

室長 本日お配りしました「特別職報酬等の額の改定について」という参考資料をご覧ください。平成30年4月1日から本運営協議会の会長及び委員の皆様の報酬が改定されることとなりました。改定額としましては、会長が700円減額の日額12,400円、委員の方が600円減額の日額10,500円となります。

今回の改定は、一般職員の給料改定や他市の状況などを鑑みて、特別職の報酬等が減額されるのに合わせて、委員報酬についても減額改定されることになったものです。どうぞ、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこういう形でご理解をいただきたいと思っております。

引き続きまして最後に、事務局より本日お配りいただいたデータヘルス計画書と今

後の予定についてお願いいたします。

室長

今後の運営協議会の予定ですが、国民健康保険課で策定しておりますデータヘルス計画の第2期計画策定に伴いまして、今年度中に2回ほどご議論いただきたいと思いますと考えております。

本日お渡ししておりますデータヘルス計画書は、平成27年3月に策定したものであり、平成25年6月14日に閣議決定されました「日本再興戦略」の施策方針に基づき、医療や健診データ等の分析を行って、被保険者の健康保持増進におけるPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施するために策定した計画でございます。この計画期間が今年度までとなっておりますので、次期計画である第2期のデータヘルス計画書の策定に向けまして、現在準備を進めております。案ができ次第、運営協議会を開催させていただき、内容につきましてご議論いただきたいと思いますので、それまでに現在の計画書の内容につきましても、改めてご確認しておいていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいま説明がありましたように27年度から3年間のデータヘルス計画の資料がございます。30年からこれもまた3年間作っていただくということでございますが。

国民健康保険  
課長

今度は一応6年間です。

室長

6年ですか。3年の倍の年数になっておりますけれども、6年間の計画をたてられるということで、その内容につきまして、この運営協議会の中で議論をして良いものにしていくという風に思っております。よろしく申し上げます。

一応3月中までに次回もう一度運営協議会を開催したいということでございます。

国民健康保険  
課長

できれば2月の下旬ごろに一度させていただきたいと思っております。もう一回は3月中にまた開ければと、今のところは考えております。

会長

わかりました。今事務局から提案がありましたように2月末までにもう一度、この協議会の開催をしたいということでございますので、委員の皆様、本当に大変でございますけれども、決まりましたらご出席をよろしくお願い申しあげたいと思います。この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。特に無いようですので、本日の国民健康保険運営協議会はこれにて閉会したいと思います。どうもありがとうございます。

た。